ネーミングライツパートナー選定に係る評価基準

会津若松地方広域市町村圏整備組合では、ネーミングライツパートナーの選定に際し、以下の基準により審査を行う。

1 ネーミングライツパートナー候補者審査手順

(1)事務局による審査

事務局は、応募資格等審査を行う。

(2)ネーミングライツパートナー選定委員会による審査

ネーミングライツパートナー選定委員会(以下「委員会」という。)は、前記(1)の審査結果を含め項目別審査を行い、総合的に審査をします。

2 審査方法等

(1)応募資格等審査

事務局は、申込書等の提出書類に基づき、全ての応募者を対象に審査を行います。

なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

また、以下の要件に一つでも該当している場合は、失格とします。

①応募書類に漏れなどの不備がある場合

②応募者について、会津若松地方広域市町村圏整備組合ネーミングライツ導入基準(以下「基準」という。) 第 6 条に規定する「ネーミングライツパートナーの基準」に該当しない場合

※契約期間満了に伴い現行の命名権者が更新を希望するときは、現契約と同条件以上の申込みに限り、優先交渉権を得るものとします。ただし、応募者が重複する場合は、項目別審査を実施することとします。

(2)項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断した応募者を対象に委員会において項目別審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

①委員会の構成

基準第 8 条の規定に基づく職員等を審査員とします。

②評価項目等

審査員が審査する審査項目及び審査内容並びに点数の配点は、別表1のとおりとします。

③採点方法

採点方法は、別表2のとおりとします。

④採点手順

審査員は、応募者ごとに、審査項目(審査内容)の採点を行います。次に、審査員の平均点を求めます。

※平均点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。

(3)総合評価

委員会は、項目別評価の採点の結果、平均点の総合計点が最も高い応募者について、ネーミングライツパートナー交渉者としての適否を審査します。

総合計点が同点だった場合は、「命名権料」、「愛称」の順に各審査項目の平均点が高い応募者を提案します。

※現行の命名権者の総合計点が最も高い場合(同点含む)は、優先的に交渉することができるものとします。

3 失格条件

(1)ネーミングライツパートナー交渉者としての適否を審査中に、基準の応募資格を失くした場合

(2)申込書等の提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合

別表1(評価項目と配点)

評価項目	審査内容	配点
ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	50
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ	20
	施設のイメージや設置目的との整合性等	10
応募理由	施設の知名度や地域への貢献などの意欲	20
合計		100

別表2(得点の算出方法)

愛称及び応募理由に係る得点の算出方法		ネーミングライツ料に係る得点の算出方法
評価段階	算出方法	
A 優れている	配点×1.0	○最高額を提案した者に配点の満点(50 点)を付与する。 ○上記以外の者は、下記の式で算出した点数を付与する。 配点 40 点×(提案金額/年)/(応募者中最高提案金額/年)
B やや優れている	配点×0.8	
C 普通(標準的)	配点×0.6	
D やや劣る	配点×0.4	
E 劣る	配点×0.2	